

重要

必ず最後までお読みください

令和7年(2025年)度版
滋 賀 県

受給者の皆様

特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請手続きについて（お知らせ）

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間が間もなく満了します。引き続き特定医療費の公費助成を希望される場合は、下記により更新の手続きをされますようご案内します。なお、受給者証の更新には審査があります。

※審査についての詳細は、別添の『よくあるご質問 10～11 ページ(Q36～40)』をご確認ください。

記

1 申請受付期間をご確認ください

- **有効期間満了日の2か月前(消印有効)**までに申請をお願いします。

※2か月前を過ぎてからの提出の場合、新しい受給者証が届くのは、お手持ちの受給者証の有効期間満了後になり、受給者証がお手元にならない期間が発生します。

お持ちの受給者証の有効期間満了日	更新申請書類の提出期間（消印有効）	新しい受給者証の交付予定日
令和7年9月30日の方	令和7年7月31日まで	9月末まで
	令和7年8月1日～9月30日	10月以降
	令和7年10月1日以降	更新不可
令和7年12月31日の方	令和7年10月31日まで	12月末まで
	令和7年11月1日～12月31日	令和8年1月以降
	令和8年1月1日以降	更新不可
令和8年3月31日の方	令和8年1月31日まで	令和8年3月末まで
	令和8年2月1日～3月31日	令和8年4月以降
	令和8年4月1日以降	更新不可
令和8年6月30日の方	令和8年4月30日まで	令和8年6月末まで
	令和8年5月1日～6月30日	令和8年7月以降
	令和8年7月1日以降	更新不可

- 申請内容によって、受給者証の交付までに3か月以上かかる場合があります。
※詳細は、『よくあるご質問 3 ページ(Q8～10)』をご確認ください。
- 受給者証の有効期間満了日の翌日以降は「更新申請」の受付はできません。再度認定を受けるためには「新規申請」の扱いとなるためご注意ください。なお、新規申請では「新規用」の臨床調査個人票が必要です。

2 主治医（難病指定医または協力難病指定医）に 「臨床調査個人票」の作成を依頼してください

- 同封の「見本」を主治医にお渡しいただき、臨床調査個人票の作成を依頼してください。
- 作成には一定期間かかりますので、余裕を持って医療機関に依頼してください。

3 申請書類をご準備ください

- 詳細は、『チェックリスト』および『よくあるご質問4～9ページ(Q11～31)』をご確認ください。
- 申請書類は全て揃ってから提出してください。
書類が揃っていない場合、返却させていただくことがあります。
- 申請内容によって、追加の提出書類をお願いする場合があります。

4 同封の返信用封筒により、滋賀県庁宛に特定記録郵便でお送りください

- 郵便局でお手続きをお願いします。
※詳細は、『よくあるご質問2ページ(Q3～6)』をご確認ください。

■更新手続きに関するお問い合わせ先・書類提出先

滋賀県受給者証更新コールセンター
月～金（祝日除く）午前9：00～午後5：00

電話：077-528-3669

メール：eg00031@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
健康しが推進課 難病・小児疾病係内

お電話いただく前に、
別添『よくあるご質問』の
ご確認をお願いします。



- 各種様式については滋賀県のホームページにも掲載しております。「滋賀県 難病」と検索、または右のQRコードよりアクセスしてください。
- 県内の指定医療機関および指定医の一覧は滋賀県のホームページから確認できます。

県HP

